令和２年４月30日

**新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特殊勤務手当**

**（防疫等作業手当）の改正について(提案)**

**１　提案理由**

今般の新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特殊勤務手当（防疫等作業手

当）について、特例措置を講じることとする。

**２　提案内容**

　〇 国のﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞﾌﾟﾘﾝｾｽ号等の特例措置に準拠し、以下のとおり定める。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 対　象　業　務 | 手当額  （日額） |
| 防疫等  作業手当 | 1. 新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に接する業務 2. 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理 3. 新型コロナウイルス感染症の病原体の検査又は培養のため当該病原体を取り扱う業務 4. 新型コロナウイルス感染症の患者が療養を行っている施設における連絡調整に関する業務 | 3,000円 |
| 1. 新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う業務 2. 新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に長時間にわたり接する業務 | 4,000円 |

※③、④及び⑥の業務で２日にわたる勤務に従事する場合にあっては、継続した勤務１回に

つき3,000円又は4,000円とする。

※特例適用の期間は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和

２年政令第11号）第１条に規定する新型コロナウイルス感染症に関する業務に従事した

期間とする。

**３　実施時期**

　 条例公布の日 （令和２年５月議会に条例改正案を提出予定）

**４　適用日**

令和２年２月１日

※新型コロナウイルス感染症対策業務に従事した職員に適用する必要があるため。

**５　協議期限**

令和２年５月11日